

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和三年十一月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ドラッグコスモス矢掛店

所在地 小田郡矢掛町西川面城之下二七七番ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社コスモス薬品

住所 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号

第一福岡ビルS館四階

代表者の氏名 代表取締役 横山 英昭

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前十時から午後十時

(変更後) 午前九時から午後十時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

名称 ドラッグコスモス矢掛店

(変更前) 午前九時三十分から午後十時三十分まで

(変更後) 午前八時三十分から午後十時三十分まで

4 変更年月日

令和三年十二月一日

二 届出年月日

令和三年十一月一日

三 縦覧の期間及び場所

- 1 縦覧の期間  
令和三年十一月十九日から令和四年三月二十二日まで
- 2 縦覧の場所  
名称 ドラッグコスモス矢掛店  
岡山県産業労働部経営支援課及び矢掛町産業観光課